

令和7年 第2回 政治倫理審査会 会議録

日 時：令和7年8月8日（金） 9時20分～10時20分

場 所：役場3階 全員協議会室

参加者：柿沼英己委員長、金子浩二副委員長、橋本和之委員、酒巻広明委員、大澤成樹委員、原口剛委員、橋本博之委員、茂木琴絵委員、森議長、下山議会事務局長

1. 開 会

○下山局長 それでは、これより第2回千代田町議会議員政治倫理審査会を始めさせていただきます。初めに、委員長からご挨拶を申し上げます。

2. 挨 捽

○柿沼委員長 委員の皆様におかれましては、議会全員協議会終了後のお疲れのところ政治倫理審査会に出席いただきまして、ありがとうございます。本日の会議ですが、前回の審査会において委員からご指摘のありました審査請求書の内容の不備等について、事務局を通じて審査請求代表者に対応を依頼しまして、今般、審査請求書が再度提出されましたので、改めて審査請求書の内容をご確認いただき、審査請求の適否及び今後の会議の進め方についてご協議いただきたいと思います。皆様のご協力をいただきましてこの会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げ、挨拶といたします。

○下山局長 ありがとうございました。これから協議事項につきましては、柿沼委員長を座長に進行お願いしたいと思います。委員長、よろしくお願ひいたします。

3. 議 事

○柿沼委員長 それでは、暫時座長を進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず会議に入る前に、議長におかれましては、オブザーバーという立場ですので、発言については委員会の方で、委員会というか委員長の方でアドバイスをいただきたいところだけお聞きしますので、発言の方はそのようにしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○森議長 一応、議長の勉強の中で、柿沼元議長もお分かりだと思いますけども、委員会出席はできるんですけど、内容については基本で、他の広報とかいろんなところで発言させてしたりしてたんですけども、基本的にはその大きな視点で、その進め方とか、例えば決を取った方がいいんじゃないとか、そんくらいのことは言えるんですけど、内容については言えないということですので、私からちょっと内容

については言えませんので、お断りさせていただこうと思います。

○柿沼委員長 では、委員長判断でアドバイスをいただきたい時だけご指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議事に先立ち、お諮りいたします。前回の会議で確認しましたとおり、要綱第6条第4項において、本審査会の会議は公開するものと規定されておりますので、本日の会議については公開とすることでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柿沼委員長 ご異議がないようですので、本日の会議については公開といたします。

(1) 審査請求の内容について

○柿沼委員長 それでは、議事審査請求の内容についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○下山局長 それでは、(1)審査請求の内容について資料の方をご覧いただければと思います。

前回で委員からの指摘事項を受けまして、昨晩再度審査請求書が提出されましたので、署名いただいた関係者の方は既に内容はご確認いただいていることかと思いますが、それ以外の議員の方も委員に入っていますから、改めましてこちらの内容を説明させていただきます。

まず、審査請求代表者は畠中弘司議員。審査請求の内容としまして、審査対象議員の氏名は大谷純一議員、違反していると疑う政治倫理基準は要綱第3条第1号ということでございます。

違反していると疑うに足る事実の概要は以下の文書のとおりでございますが、一応ここで読み上げさせていただきます。

まず1点目ですが、「大谷議員が令和7年6月下旬に一般会計予算に反対しましたと題するチラシを個人で作成し、令和7年度千代田町一般会計予算案における公園整備事業及び東部住宅団地拠点整備事業及び議会広報編集委員会に関して、事実と異なる文書を記載した上で、令和7年7月1日頃から数日間にわたり、舞木地区において数百部を配布した」ということです。

次に、「当該チラシが配布された事実を確認し、議長に報告を行ったところ、令和7年7月4日に大泉町で行われた行事の後、10名の議員とチラシ配布の件で大谷議員からの報告の場が設けられた。その中で、大谷議員は、すでにチラシを読んでいた数名の議員からチラシの内容について注意と抗議を受けたが、その時点ではまだチラシの内容を確認していない議員もいたため、令和7年7月5日に改めてチラシを大谷議員に持参させ、再度協議を行うこととした」。

次に、「令和7年7月5日、町民プラザにて全議員での協議の場を設け、チラシの内容を確認したところ、大半の議員からチラシに記載されている内容が事実と異なることや、議会広報編集委員会及び町議会に対する侮辱であることを指摘され、チラシを修正して改めて配布することなどの対応が要求され

たが、大谷議員から明確な説明と今後の対処方法が述べられなかったことから、他の議員から再度協議を行うことが要求された。

次に、「令和7年7月7日に修正されていないチラシが再度配布されている事実を確認したため、令和7年7月15日に開催された議会改革推進特別委員会において、大谷議員に対してチラシの再配布の事実を追求した結果、当初は配布を行っていないと答弁していたが、その後に発言を翻して、舞木地区の利根川用水沿いの住宅に追加でチラシの配布を行ったと認めた」。

次に、「大谷議員が発行したチラシに対し、各議員からの質問と内容の訂正の要求がされていたにもかかわらず、明確な回答と内容訂正等の対応を行わないまま、当初と同じチラシを配布し続けていた」。

次に、「執行部の事業の進め方について、議会全員協議会等において数回説明されていたにもかかわらず、必要な情報の記載を省き、町執行部があたかも強引に事業を進めているように印象づける文書を掲載し、町民に行政に対する疑念を持たせた」。

最後に、「議会広報編集委員会を侮辱した文章をチラシに掲載し、同じく町議会の批判を伺える文章を掲載した結果、チラシを読んだ町民に町議会への不信感を持たせた」、というような内容となっております。

続いて、4の上記事実が政治倫理基準違反であると疑う理由でございます。こちらについては、読み上げますと、「大谷議員は、町民の代表として正確な情報を伝えるべき立場にもかかわらず、個人で発行したチラシに事実と異なる文章を掲載し配布したことにより、町民に町執行部や議会、町議会に対する疑念を抱かせたこと、また、当該チラシに議会広報誌及び議会への批判を掲載し、議会の品位と名誉を著しく損なわせたため」ということでございます。

後の添付書類については、前回と同様の内容となっております。続いて、証拠説明書をご覧いただきまして、こちらについては、証拠説明書の文章表題の下の本文中、千代田町議会議員政治倫理要綱の次の条文、「第3条第1号」、こちらに訂正がされております。

また、下の表の記載についても、全体的に文言の修正等はかけられておりますが、全体的な内容、記載の内容については、前回と同様の内容となっております。詳細の内容については、また改めてご確認いただければと思います。

その他、署名簿として記載の署名、各議員の署名が入った署名簿が添付されております。署名簿については、本文中の記載の文言にも若干の修正、署名簿の「署」が「著」になっていたところとか、そういった若干の修正がされております。

今回提出された審査請求書については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○柿沼委員長 事務局長から再度提出されました審査請求書、これを概略読んでいただきました。それでは、これについて質疑がありましたらお願ひいたします。

○原口委員 署名簿の署名年月日が同じ筆跡なんんですけど、これ前回もこの筆跡で5名分書かれてたんですよ。これ本当にこの署名した人がその日付までを責任持って書いたのかどうか疑わしいんですよ。特に、一番の金子浩二議員の数字と違うし、橋本議員の数字も違うしで、あと3番茂木議員の数字も違うので、これを違うまま受けて審査にしていいのかどうか。もしこれをそのままやった場合は、昨日、大谷議員とちょっと話したんですけど、このチラシが、弁護士に確認したところ、法的に問題ない、で

告訴を準備してるよっていう話なんですよ。もしこの審査会で大谷さんが政治違反ですよという結論を結びつけたとして告訴された場合、司法の判断に委ねられますので、もし逆転した場合、大変なことになるかと思うんですよ。この違うのは、もう多分、罪で言いますと有印私文書偽造になるので、もしそこで有罪確定しますと失職になる可能性もありますので、慎重に判断された方が私はいいと思います。

○柿沼委員長 この署名の署名が違うってこと。

○原口委員 署名した年月日の数字と各議員が書いた数字の筆跡が違います。金子浩二議員でいくと、1が全然違います。橋本博之議員でいいますと、7が全然違います。茂木琴絵議員で言いますと、1が全然違います。これは偽造に当たる可能性が多分にありますので、そこは慎重に判断された方が私はいいと思います。

○柿沼委員長 これについては技術的な問題だなとは思うんですけどね。7月16日に実際に署名して、それで書き直しの部分があるということで今回訂正したわけですよね。それで、名前のところを確認した上で書いたっていうことなんですね。ですから、署名したのは7月16日の時に、提出の時に書いたのは間違いないくて、ただ、今回訂正した部分があるので、再度確認した上で名前を書き直したということで、内容的には何ら瑕疵はないかな、というふうには、私は思うんですけどね。

○原口委員 そう、書き直したのわかるんですよ。署名年月日の数字の1とか7が、署名した人の1と7が合ってますか。筆跡が違うんですよ。偽造に当たるんですよ。このまんま進めて行って、審査会で大谷議員が政治違反ですって言った場合、数の多さで多分そうなるかと思うんですよ。進めた場合で、司法の場に出て告訴されたら、請求書代表者とここに書かれた方は有印私文書偽造に当たるんですよ、確実に。そうした場合はもう罰金刑はないですか。もう禁固です。拘禁刑になりますよ、3ヶ月以上の。したらもう議員失職ですよ。それでもいいんだったら進めてください。私は、そんなことしたら千代田町議会の恥だと思うんですよ。

○柿沼委員長 じゃあ、これはあれかね、町の弁護士さんに相談して、この日付、署名のあれもちゃんとした方がいいのかね。

○下山局長 よろしいですか。こちらの署名簿に実際に署名された方がこちらにいらっしゃいますので、それをまず事実確認していただければよろしいんじゃないでしょうか。

○金子副委員長 日付までは書かなかったかな。

○柿沼委員長 日付は書かなかったかもしれない。だから、これも書かせればよかったんだよね。不備ですね。じゃ、署名のこれも書いてくれというふうにすればよかったね。不備ですので、これは大事ってね。この後でもあれですか、再度署名していただいて。

○金子副委員長 提出しますか。

○柿沼委員長 もう一度。

○茂木委員 その場合、先ほどの原口委員の話ではないんですけど、この署名年月日っていうのは正確に言えば今日の日付になると思われますが、その場合はどのように記入して今日の日付で書くということでおろしいのでしょうか。

○柿沼委員長 一番最初の受付が7月16日だったんですよね。

○柿沼委員長 これは。はい。

○茂木委員 でも、それを言えば、本日記入することになれば本日の日付になるのは真っ当なことであって、これを16日に書いたら虚偽の記載ということに。そうなりかねます。これも一応確認をしていただいて、お手数でも、町の弁護士さん等に確認していただいて、先ほど原口委員がおっしゃったように、確かに不備があった時に大変ですので、しっかりとそこら辺はした方がいいのかなという気がします。

○柿沼委員長 そうしますと、事実として最初7月16日に提出したけども、この署名簿のあれを、実際今日でもいいわけですよね。再度修正してね。それでよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○下山局長 署名の日付を問題にするようであれば、当初出された署名簿の文言の訂正を、訂正印等で訂正していただくのがよろしいかと思います。そうすれば、日付を修正する必要がございません。

○柿沼委員長 まあ、前回1回差し戻したわけなんで、また今回も同じように差し戻して、ここの署名の方のところを直して、審査請求書の日付っていうのも、例えば今日だとか変えて提出するっていう形の方が綺麗ですかね。どうですか、委員の皆さん。

○金子副委員長 一番最初。

○柿沼委員長 そう、一番最初の審査請求書の一番上の提出っていうのが、例えば今日とかにして、それで日付も署名のあれも各自が書いていただいて、全部やって間違いない形で、それで今日の会議はそういうことで。次回、次回大変ですけども、大事を期す上で、次回また受理するかどうかの議論、技術的なことで申し訳ないんですけども、原口委員から指摘されたように、ちょっとまた不備ができてしまったので、そこを直すということにしたいと思いますけど、どうでしょうか。

○橋本和之委員 さっきの署名日の日付以外はこれで。もし、それ以外のものはよくて、それから、こ

う判断をここで決めていくのであれば、委員長が顧問弁護士に相談するって話があったので、そっからこう決めていく部分もあるっていうので、署名も含めて私は1回この文章でどうですかって聞いてみるのもいいと思いますけどね。そこで例えば、いや、これはさっき告訴云々の話もありましたけど、やつていいものだからどうなのかって、その弁護士の見解をもとにこの場が方向性が決まるんだとすれば、私はもうこの文章変わんないんであれば、これで出して聞くんでもいい気がしますけど、どうでしょうか。

○柿沼委員長 私は、政治倫理基準、これが疑わしいということなんで、やっぱりこれは疑問符があるんで、これがどうなるか今後の回で分かんないけども、文書のここは違うんじゃないかな。

ここは大谷議員本人に聞かないと分からぬ部分があるんで、やっぱりこれは、議論は議論としてやっぱり進めるべき話だし、一応慎重を期す上で、弁護士さんに、これで3条の1に該当するのかどうか、その辺の法律的な判断っていうのを伺うのは慎重を期す上では正しいかなとは思うんですよね。

ではあれですか、慎重を期す上で、日付を一番最初の受付のところを今日にしていただいて、今日は8か。8日にして、

○金子副委員長 その前に署名をした後でしょ。

○柿沼委員長 そうだね。

○金子副委員長 提出日は、署名をしてもらった後。

○柿沼委員長 後、後だね。だから、来週でもいいしね。

○橋本和之委員 その日付が変わっちゃうと、何か、この間やったこの委嘱状を、何かそもそも、もうこれがダメだよっていうかね、やり直しっていうか、そもそも、もう1回開き直して、委員長から決め直すような話だったかなって思うんですよね、日付を変えちゃうと。だから、もう一回最初からやり直しをするような、委員長、副委員長はもう決まっていることなんで、再度決め直しても、こうですっていうのはバンバン決まると思うけど、一回ちょっと振り出しに戻るようなことになるかなとは思うんですね。これちょっと分かんないですよ、さっきちょっと原口委員のあれだと、日付違うと公文書うんちやらかんちやらってのがあったから、当たっちゃう。それも例えばだから、今の段階で言って、書いた人はみんな納得してるわけなんで、実際はね。確認すると、納得はしてるので、弁護士に私は先に聞いていい気がするけどなと思うんですね。後から聞いて、じゃあ、はい終わります、なしですっていうのもどうかなと思うので。実質って書いてない。私が一番言いたいのは、先に入れていいんじゃないっていうのが、そこなんですけどね。

○金子副委員長 橋本さん、もう一度、どういう意味でしたっけ。

○橋本和之委員 内容がこれ変わんないんであって、今の議論の中だとすると、署名した日付だけちょ

っと、他人の書いたと、で、本人は多分納得してるので、そうすると、中身の文書も変わらないし、この日付だけしか変わらないんで、この日付も含めて、こういう理由だっていうのも含めて、この中身を弁護士さんに見せてもらって、これで受けるか受けないかこれから判断するんだけどもと、果たして受けていいものなのかなっていうのを、もうこの段階で聞くんでもいいと思うんですよね。その結果が、これ受ける受けないの判断に随分関わるようであれば、私はこのタイミングで弁護士に聞いちゃう方がいい気がするんですけどね。

○柿沼委員長 いや、私は、疑わしいという議員がいるわけですね。提出したわけです。ですから、畠中議員の言ふことを聞いて、また大谷議員の弁明を聞いて、それである程度それについて取りまとめる。アウトプットのところで、皆さんとコンセンサスを得た形でそれを、そのものを、お仕事をしていただいたそのものに対して、これで正しいのかどうか、これを法律的な立場から出していいのかどうか、そこをアドバイスいただくので、それが一番よろしいかなとは思うんですよね。各議員が3条の1に違反してるって疑ってるわけですから、ここを別に弁護士に聞く話じゃないと思うんですよね。問題は、その我々が協議した内容が、確かに世間に出て、あるいは法律的な観点からそれはおかしいよと言われちゃうのかどうかありませんけども、その仕事に対してアドバイスをいただくというのがベストだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○茂木委員 心情的には非常に委員長の言うこと、お話は真っ当だと思うんですが、先ほどの原口委員のお話によると、ちょっと私には先ほどの言葉は脅迫めいて感じたんですが、そのようにあちらもしっかりと準備をしているのであれば、こちらが不備のある書類を基に何を議論しても特に多分変わらないと思うんですよ。なので、初めてのことですし、前回もお話ししましたが、こちらに落ち度がないような形で進めるべきだと私は思います。なので、このところも、例えばですが、本日、確かにこれをこう記入した時に畠中議員が持ってきてくれました。で、お願いしますということで、私も書類をもう一度、再度確認をして、この先ほど局長の読み上げていただいた違反していると疑うに足る事実の概要というところも読みまして、確認をした上で署名をしました。ただ、多分畠中議員の方でこちらの署名の方はしてくれたのかなとは思います。私もちよつとそこらへんは失念しております、自分で書いていないのは事実です。ただ、この場合、この一番最初にありますとおりに7月16日で日付で出していて、かつ、私がこの7月16日と書いて、それこそ偽造にならないのかどうかというのは、先ほどの原口委員のお話を聞くと非常に不安なところがあります。もしこれで大谷議員は、16日で私が記載をした時に、16日に書いていないじゃないかと言われた時に、私は反論できないという事実があります。なので、大谷議員がそのように考えて、私、先ほどの、何度も言いますが、ちょっと脅迫めいて感じたので、ちょっとあの言葉もまとまらないんですが、そういうふうに考えているのならば、こちらもしっかりとある程度のものは準備をしないといけないのかなと思います。なので、大変時間はかかるのですが、まず最初に、この日付のことに関しては、町の弁護士の方にご足労いただきちょっとアドバイスをいただいて、果たして、16日でこれを受けてしまって書き直したもので受けてしまっていいのか、そして、私が署名するのは何日で、署名をしたら正確なものなのか、法に違反することがないのかというのを、少しアドバイスをまずいただければと思います。そうしないと、ちょっと私も不安になってきてしましますし、署名したことが決して悪いことでは私はないと思っていたんですが、そのようなことを聞いてしまいま

すと非常に不安になります。何度も言いますが、不安になってしまいしますので、そのところをちょっとしっかりと、申し訳ない、委員長と副委員長と局長には非常にお時間かかって申し訳ないのですが、準備をしていただいて、今度はしっかり書きますので、何月何日にというのをどのように書けばいいのかというのをご提案いただければと思います。

○柿沼委員長 総合しますと、慎重を期すということで、まずその受付の7月16日というのが果たしてこの今までいいのか、それと、署名簿のこの7月16日、これでいいのか、それとも例えば今日の日付で書くべきなのかとか、色々あるわけですよね。その辺も含めて、また内容についてもね。橋本議員が言うように、よく精査した方がいいということなんで、その辺も含めまして、弁護士さんのアドバイスを受けた形で再度提出していただいて協議するということでよろしいでしょうか。

○下山局長 先ほども申し上げました通り、その書類の書き直しが云々という話になるんであれば、当初の書類をそのまま修正していただくのがよろしいかと思います。そうすれば何ら問題は生じないと思います。

○柿沼委員長 局長からそれがいいんじゃないかって言われましたけど、それを含めてね、弁護士さんに、やっぱり内容も。

○下山局長 よろしいですか。この程度のって言うと大変申し訳ないんですが、このくらいの内容で顧問弁護士に相談するのは大変はばかられるんですけれども、例えばこちらの大谷議員の行った行為がそもそも法に抵触するのか、町の定める要綱の中の政治倫理基準違反に該当するのか、政治倫理審査会として、この書類の内容で要綱に従って受け付けていいものかどうか、政治倫理審査会として出した結果がこれで妥当なのかどうか、それに基づいて議長が行う措置が関係法令に違反するものではないのかどうか、そういうものをこう総合的に見解を求める、その対処が正当なものかっていうところを担保するために、そういう専門家の方に助言を求めて、最終的には当然判断するのは審査会であり町議会でありますけれども、そういう検討のプロセスも全部省いて最初から顧問弁護士に相談するというような手続きを取るんであれば、議長がこの審査会に諮問する意味もございませんし、審査会としての役割を果たすことにもなりませんので、その辺をお考えいただいて、もう一度議論していただければと思います。

○柿沼委員長 そういたしますと、文言の修正は、日付の訂正は訂正印で済むということですので、顧問弁護士に相談するまでもないということなので、署名の日付ですか、これについては訂正でやるということでおよろしいでしょうか。

○下山局長 確認よろしいですか。ちょっと確認なんんですけど、当初の署名簿に関しては、日付の部分はご自身で記入されたかどうか、そこを確認させていただきます。

○茂木委員 当初の場合も全部記入は畠中委員の方でされていたと記憶しています。

○下山局長 そうしますと、そちらも畠中議員による日付の部分の代筆という形になろうかと思いますので、そちらも削除、訂正した上で、改めて各署名者の方の自筆による日付の記入をしていただくのがよろしいかと思います。

○柿沼委員長 では、最初に出した原本の、それも日付を訂正印をして書くと、それはその日付でいいのかな、最初のは。

○下山局長 当初出された日付、署名された日付が16日という記載の修正になりますので、新たに署名をするわけではございませんので、当初の日付の訂正ということで、7月16日付の日付を自筆でご記入いただければよろしいかと思います。

○柿沼委員長 わかりました。それでは、原本については、すいません、その日付でね。

○下山局長 もし不安等あるようであれば、その訂正の中で、何月何日、日付修正とかいうことを、何字加入、何字削除とか、そういう形で記入して捺印等をしていただければ万全かとは思います。

(2) 審査請求の適否について

○柿沼委員長 ではそのようにして、再度提出した署名年月日に対しては、やっぱりこれも訂正印をして各自自署ということにして、先ほど局長が言われたように、この証拠説明書、これでこの書類を、問題は受理するかどうか、ここですよね、肝はね。これまで、入口のところで全部議論が終わっちゃったんですけども、まず我々として、委員会として、大谷議員と畠中議員から、両方から聞くんですけども、その前に、この審査会がそもそも立ち上がる中で、今後示された証拠書類が、今後我々が議論に値するかどうか、そこを局長が危惧されてる点なんで、これについて皆さんと議論したいと思うんですけど、言論の自由がある中で、それでもここはおかしいんじゃないかというようなところですね。そこが問題だと思うんですよね。

私は、一番危惧するのが4番なんですね。「町にとって不都合なことは議会誌にも載せられない」と。議会誌は町にとって不都合なことは載せないように操作されてるという、ある意味そういった内容ですね。これが広報紙の発行責任者である議長並びに委員会を侮辱してるんではないかと。これはプラザの方で私も指摘させていただいたことなんですけども、私はここで、議会の品位を貶めてるんじゃないかというふうに私は思って、これに署名しました。

まあ私は、一番良かったのは、あの場で不備があると指摘されたので、今後その書類は配りませんし、処分いたしますと、今後疑われないようにいたしますと、俺は、あの場でそういう風に言っちゃえば、もう全てこんな会議を開くあればなかったと思うんですよね。議員の活動なんで、どの辺がいいか悪いかっていうのは非常に難しいところなんですよね。その辺も含めて、皆さんを感じる中で、私はそこのところがちょっと違反しているんじゃないかと疑うところです。他にありますか。

○金子副委員長 私も4番について大谷議員と話をして、反対討論のところですか。賛成討論と170号のところかな。そこについて大谷議員と話をして、何も確認もしてないでこういうのを載せたっては言ってましたね。自分も編集委員会に入ってたわけだし、その時もこういう事案があって、事務局が作ったっていうのは忘れちゃったんですかっつったら、あっそうなんっていう感じで言ってましたから。別に、何の確認もしないで自分が思ったことをここに書いてるのかなっていうことは言ってたので、そういうふうには私は感じました。これはちゃんと本人とちゃんと話をして、言った言わないじゃないですけど、そういう話は聞きました。議会広報の編集委員長としておかしいでしょって話はして。

○柿沼委員長 茂木委員、何かありますか、この内容については。

○茂木委員 私も概ね委員長の話と同じなんですが、私も7月5日の時に議員のみの車座で話し合った時で終了すると思っていました。あの段階で、ほぼほぼの議員が確かに言論の自由であり、チラシを配布するのは各議員の自由であるということを把握した上で、それでもミスリードしやすい文章であるとか、広報やその責任者である議長を貶めるような文章を載せるのはいかがなものかと私も思いました。特に一番最後の3行におかれては、私は個人的に大谷議員にも、皆さんの前ではなく、個人的にも、これは私は広報委員として受け入れられない言葉ですというのをお伝えしましたし、あの車座の中でも、録音はしていませんが、皆さんの前で私はお伝えしたと思います。

確かに、言論の自由ということで、何を言ってもいいっていうのを履き違えられてはちょっと困るのかなと思います。先ほど副委員長が言ったように、ちゃんと調べないことであるとかっていうのを言葉として文章に残して配布してしまうということは非常に重いことだと思います。そのことに関しても、私は、大谷議員はどうなんだろうっていう話をもっと聞きたいと思います。これで終了してしまうと、では、議員が書いたものは、こういう紙で残るものは本当なのかなっていうふうに思ってしまう町民もありますし、じゃあ誰でも何を出してもいいかっていう話になってきますので、内容云々は、まあ確かにそうなんですが、その中でも間違ったことを書いているということが問題なのかなと思います。

この、先ほどの委員長の話じゃないですが、4番の「町にとって不都合なことは議会紙にも載せられない」というのは、そんなことは皆さんないことは先輩議員の方も非常に分かっていることだと思うのですが、このように書かれると、町民は、議会紙は町によって操作されているのであろうかと思ってしまうことになると思います。

そういう意味でも、私は、何度も言いますが、議員になって、はっきり言って、前と後ろに看板をかけ「私は議員です」と言って歩くわけにはいきませんので、議員、議会のことをなるべく町民と近く持てこないといけないと言った時に、広報紙というのが一番正確であり、手に取ってもらって読んでもらいやすいというメリットがあると思っています。そのことに関して、一番最後の発行責任者である議長と広報委員会を、町にとって不都合なことが載せられない、要するに載せることをしていないっていう委員会に見られるということが非常に嫌です。心情的なことですが、それは間違っているのではないかと私は思います。なので、署名をしましたし、大谷議員にこの件に関してはしっかりと聞くべきではないかと思います。

○柿沼委員長 あと、あれかな、橋本博之議員、

○橋本博之委員 私もほとんど全員と同じ意見なんんですけど、やっぱり広報委員会副委員長としてやっておりまして、3番、4番ですね。2番ですか、取材に行ったら、町民の方がいいですねっていう、当たり前だっていう、そういうことを書かれているのはちょっとやっぱりかなり侮辱しているものだと思うし、4番についても、これはもっと、ほんとに町にとって不都合なこととは何かと。議会広報紙も、大谷議員もやっておられたんで分かってるとは思うんです。分かっていて、こういうことを書くっていうのはちょっといかがなものかなというところで、私もその点について大谷議員に聞いてみたいなっていうところもありましたので、署名させてもらいました。

○柿沼委員長 酒巻議員。

○酒巻委員 私も、番号で言うと4番かな、一度みんなで意見交換の後に話をして、疑わしき文章じゃないかということで、やめた方がいいのではないかというような雰囲気になった中での配布をしたという部分で。文章的に言うと、多分、厳密に言うとか、多分法に触れてるかっていうと、多分法に触れてるかどうかまでは行ってないのかなという風に思うんですけど、ただ、議員として、議員の倫理として、法に触れなければ何でもやっていいのかっていう部分で言うと、そこはいかがなものなのかな。先日も、お米の問題ですか、千代田町じゃなくて上越市だったかな、の市長さんが、〇〇のお米はまずいよねっていう話がメディアで取り上げられて、それだって法律上は問題ない発言なのかな。一個人の議員さんというか、発言なのかな。ただ、まあ倫理という部分として、やはりこう誤ったのかなという部分も踏まえながら、今回のこの行動に対して、議員としての倫理の部分に対して、結論どうだったのかっていうのを出してあげる必要はあるのかなという風に感じました。お互い多分両方熱くなってる部分もあるので、やはり冷静にみんなで判断をしていく必要もあるのかなという風に思い、今回は署名をさせていただきました。

○柿沼委員長 政治倫理要綱もやっぱり高い倫理観を持って議員活動をやっていこうと、ただ法律に触れなければいいんだっていう次元じゃない要綱なんですよね。そこなんで、当然法律に触れちゃうのはまずいのは当然ですし、またそれを品位、先ほど酒巻議員から、上越市の市長さんがどこどこの米はまずいなんて言っちゃったもんだから、それがマスコミに取り上げられて謝罪しに行ったことがありましたけど、それだけ高い倫理観を持ってやらないとやっぱり務まらないっていうことなんですよね。ですから、やっぱり今後、その辺のところは議会としてもやっぱり正さなくちゃなんない。法律に触れないからいいんだっていうことじゃなくて、実際我々は行動したわけです、プラザで。まずいんじゃないとかと。そこで本人が、私ははっきり言って、そこで申し訳なかったと、不備があったと、別に不備は認めなくてもいいけど、もう今後配りませんとね。この部分に関しては、そういったような具体的な行動を言ってくれればもうそこで収まっちゃったと思うんですよね。ただ、またそれを配ってしまったということで、じゃあ全然反省してないんだなということが実証されちゃったわけなんで、じゃあそれは政治倫理に違反してるんでは、疑われるんじゃないかということで今回委員会が立ち上がったわけなんですけども、先ほど局長から、今後この審査会自体がやっていくのに値するかどうか、これについて、

大澤議員、どう思いますか、この委員会は。

○大澤委員 皆様の意見もお聞きしながら4番っていうお話をあったわけなんですけども、私、4番も大変遺憾だなと思うところがありますが、プラザでお話をした後に、改めて修正も何もしない資料をまた配ったというところに、私はどういうことなんだろうなとね。議員としてしっかりとした情報を発信する責任があると思うんですよね。その中において、皆様からいただいた意見、それを修正したものをお配布するということであれば、ここにいる皆さんもここに集まることもなかったんだろうという風にも感じておりますので、議会広報も、私委員長もさせてもらって、屈辱的なお話をだなという風にも感じているところでありますし、大谷議員も委員として長らく一緒に活動させていただいた立場においては非常に残念ではありますけども、お互いの意見を聞いて、私も法律には抵触はしないのかもしれないと思ってずっと見てるわけなんんですけども、ただ倫理という部分においては、何でもありかよっていうのは無しなんだろうという風に感じておりますので、私は設置していただいて進めていただく方向でいいかなと思っております。

○柿沼委員長 橋本和之委員。

○橋本和之委員 まず、大谷議員が配ったチラシは、個人的に、皆さんもそうだと思いますが、あんまり感じがいいものでは多分なかったとは思います。だけども、私は、政治倫理基準に、じゃあかといって違反するかっていうと、そこまでではないかなっていうのが、私の得た印象というか、感想というか。それなので、署名をしてないんですけども、ただこの政倫審、この場は4分の1以上いれば開かれるということになってるので、私はだからそういう意味では規定通り開いてもらって構わないのかなとは思ってます。もう1つ、局長から、この段階で顧問弁護士さんに相談するのは憚られるってちょっとお話をいただいちゃったんであれなんですけど、最終的まで行ってから、いやこういうのはやめた方がいいよって言われてしまうと、それも今までの、こういう場もどうなのかなって思うところもあったので、もし最初からダメなんであれば、ダメって言ってもらう方が私はいいんじゃないのかなってちょっと思ってました。ただ、皆さんの意見を聞いてて、最後までお互いの、発議者と対象者っていうのかな、の話をちゃんと聞きたいっていうのもあると思いますんで、そのあとやるのは1ついいのかなと今は思いました。ただ、最終的にはどうなるのか、結論を一応出してから、この場で結論を出してから、こういうんでいきたいんですけどって多分相談するんだと思うんですけど、それでどうなるのかなとはちょっと思ってはいますけど。

○柿沼委員長 原口委員。

○原口委員 私も橋本和之議員と意見は似てるんですけど、個人で出したものを、この税金使ってるわけですよね、この場を設ける。ここでやるのが本当にいいのか。もし、先ほど言ったとおり、広報紙にどうのこうのっていうんであれば、個人的にどんどん攻めていくって、もしそれが嫌だったら自分でそれに対して反論を書いてばらまけば私はいいと思うんですよ。人を中傷とか怪我をさせてるわけではないんで、大谷議員のチラシで。なので、この審査会に該当する内容ではないと私は考えてます。

○柿沼委員長 じゃあ、改めてあれば。

○金子副委員長 今回こういうふうになったんですけど、執行部からもこういう抗議文が上がる、いろいろ、いろいろに対して、今まで私は大谷議員と6年ぐらい一緒に議員やらしてもらいましたけど、いろいろ何かそういう発言について今まで問題が起きてるんで、今回、今までみんな黙ってきたんですけど、今回そういう畠中議員と、新しく入った議員がおかしいと思ってこういうやってくれるので、ちょうどいい機会なのかなっていう風には私は思うし、今回こういう、この証拠説明のところだっておかしいところはだいぶ読んでありますよねって思うし、是非これは開いて、このまま継続してもらった方がいいかなとは思われます。

○柿沼委員長 そうしますと、第三者の方が両方の言い分を聞いて、それで審査会で審査するという方向性で改めて確認させていただきましたが、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○柿沼委員長 では、そういうことで、引き続き、審査会はですね、審査に向けて活動していくと。また書類の不備については訂正印なりで局長の方が大丈夫だということですので、それはそういうことでお願いいたします。局長、あれですか、技術的にはもう1回訂正をしてもう1回書類受理するかっていう手続きを踏んだ方がよろしいですか。

○下山局長 書類の訂正は、先ほど申し上げたような手続きで訂正していただくとして、それで審査会としてお受けするということであれば、考え方としては、その書類の受付をもって改めてまた議論をしていく、あるいは、署名簿の訂正是審査請求の主訴を左右する内容ではないので書類の訂正は別途求めるとして、現状の審査請求の内容に基づいて手続きをこのまま進めていくというやり方もあるのかと思います。

それは、審査会としてどういうプロセスで今後の流れを進めていくのかっていうのは、また皆さんでご協議いただければよろしいかと思います。

○柿沼委員長 では、技術的っていうか末節のことなので、そこは訂正をした形で、委員会としては次の段階に、書類がちゃんと成了った段階で次の会議の日程を決めて、次は畠中議員の趣旨説明ですか、それをしていただくという方向でよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○柿沼委員長 では、書類の不備が直った段階で次の日程を決めていただいて、それで畠中議員の趣旨説明を議員の皆様にしていただいて、それをもって我々が審査会として判断するというような手続きでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○柿沼委員長 ではそのように、次回はこのようにしたいと思います。

○茂木委員 ちょっと質問なんですが、(2)の審査請求の適否についてっていうのは挙手でとらなくとも大丈夫なのでしょうか。

○柿沼委員長 挙手でやりますか。大体お話を聞いたんですけども、皆さんから、これちゃんと決を取った方がいいんじゃないかということで、決を取ります。議事の2番の審査請求の適否について、これは適であるので進めるということで、賛同の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○柿沼委員長 挙手多数によって適ということで進めたいと思います。

(3) 今後の会議の進め方について

○柿沼委員長 それと今後の、先ほど会議の進め方については、不備があるのは直した、訂正印で済むということなので、訂正が済み次第、次の会議の日程を決めて、それで皆様にご通知するという方向でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○柿沼委員長 手続きが済み次第、また次回の日程をお知らせしたいと思います。また、その関係の議員さんについては、その訂正をお願いいたします。

○柿沼委員長 その他ですが、他にありますか。

○下山局長 それでは、今後の進め方についてちょっと説明をさせていただきます。先ほど、議事(2)審査請求の適否について、審査が適當ということでの決定をいただきましたので、引き続き会議を進めていく形になります。次回以降の審査会についてですけれども、書類の補正をしていただいた上でということになりますが、次回は、審査請求代表者の方、畠中議員にご出席をいただき、今回の審査請求の内容についての事実確認を行います。こちらについては、畠中議員に審査請求書の内容について説明していただいた上で、各委員から質疑応答をして確認をしていただきます。必要に応じて、審査代表者の方に資料請求を行うこともできます。こちら、前もって資料請求が必要ということであれば、その旨お申し出いただければと思います。当日は、質疑応答終了後、各委員から説明の内容あるいは質疑応答

の結果を踏まえてのご意見をいただきたいと思います。その次の回については、また日を改めまして、審査対象議員であります大谷議員の方にご出席をいただきまして、事実確認のための事情聴取を行いまして、その後にご本人の弁明の機会を設けさせていただきます。質疑を行った上で、また同様に各位からのご意見を賜る形となります。次回審査会に関しては以上の予定でありますので、よろしくお願ひいたします。

○柿沼委員長 ありがとうございました。また皆様にはご足労ですが、よろしくお願ひいたします。議長の方からその他ということで何かありますか。

○森議長 いや、特ないです。

○金子副委員長 いいですか。先ほど原口委員から大谷さんの考えについて伝えてもらえたんですけど、この件に対して訴えるとかそういうことは今の時代、ハラスメントに当たるんじゃないのかなっていう風に脅迫めいて思うんですけど。まだ酒巻改革委員長、千代田町議会にはハラスメント条例はないから何とも言えないんですけども、逆に水掛け論になっちゃうんですけど、そういうハラスメントを与えるんだったら、逆に今度、そういうことをやることを今度訴えるっていうことにつながるような感じもなくはないんですけど、そういう脅迫めいてることも何かおかしいのではないかと感じるところがすごくあります。

○柿沼委員長 感想ってことね。その件に関しては、また改革の方でもしあったら取り上げて、その他で取り上げてもらえればと思います。それでは、以上で第2回政治倫理審査会の会議を取りさせていただきます。ありがとうございました。お疲れ様でした。